

## ① 「塩竈の景観を守り育てる条例」の一部を改正しました

●都市計画課

鹽竈神社や海からの眺望景観を守り、港町・門前町の街並みや歴史・文化など「塩竈らしい」景観を未来につないでいくため、「塩竈の景観を守り育てる条例」の一部を改正しました。

条例の改正に伴い4月1日から届出手続きが変更となります。

### 届出手続き（平成30年4月1日以降）

#### ①届出対象範囲

市内全域において以下の項目が対象

- ・高さ10mを超える建築物の建築・増改築等
- ・高さ10mを超える工作物の建設・増改築等
- ・面積が1,000㎡以上の開発行為

#### ②届出申請期限

行為着手の30日前まで

※届出申請前の事前協議や相談についても都市計画課（老番館庁舎2階）にて随時受け付けております。

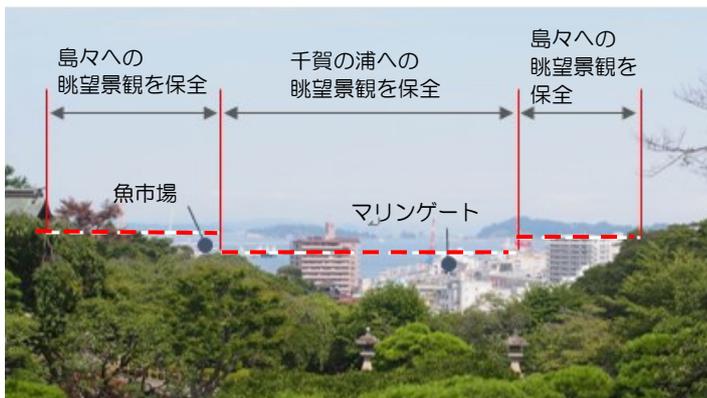
### 「眺望景観保全地区」の指定

良好な眺望景観の保全が特に必要と認められる地区を「眺望景観保全地区」に指定し、眺望景観に影響を与えないよう、建築物や工作物の高さや色彩について基準を設定します。



眺望景観 保全地区	千賀の浦地区	宮町、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜四丁目、新浜町一丁目、海岸通、港町一丁目、港町二丁目、貞山通一丁目の各一部
	塩竈海道沿線地区	赤坂、西町、宮町、本町、海岸通の各一部

### 「塩竈神社（視点場）から海への眺望



～基準～

#### ① 高さ

鹽竈神社（視点場）から海への眺望に影響を与えない高さ

（左図の波線を上限とする）

#### ② 色彩

極端な配色を抑え、色の種類や鮮やかさの基準を設定

※詳細についてはお問い合わせ願います。

## ② 権現堂地内防護柵改良工事を行いました

●土木課

権現堂地内にて防護柵改良工事を行い、機能性・耐久性の高い防護柵へと生まれ変わりました。この工事により、歩行者や自転車がより安心して通行できる環境が整いました。

### 工事位置図



安全性はもちろんのこと、  
景観にも配慮した防護柵に  
改良しました！

### 改良工事例

前



後



前



後



## ③ 塩釜陸橋補修工事を行いました

●土木課

塩釜陸橋の伸縮装置(※1)取替工事および車道部の舗装繕修工事を行いました。この工事により、伸縮装置の損傷・劣化が解消され、車両通行時の段差がなくなり、周辺地域への振動・騒音の改善が図られました。工事期間中はご不便をおかけいたしました。皆様のご協力により無事工事を終えることができましたこと、感謝申し上げます。



車道部舗装工事前



車道部舗装工事後



伸縮装置工事前



伸縮装置工事後

より安心して  
通行できる  
環境が整いました！



※1 伸縮装置

気温の変化による橋の伸縮や、地震時及び車両通行に伴う橋の変形を吸収し、スムーズな走行を保つための装置。

### 掲載記事に関する窓口・お問い合わせ先

① 都市計画課 Tel.022-364-2510

② 土木課 Tel.022-364-1118 ③ 土木課 Tel.022-364-1118

塩竈市ホームページに  
バックナンバーを掲載  
しています！



(スマートフォン用)

塩竈市公式サイト <http://www.city.shiogama.miyagi.jp/> 『建設部ニュース vol.66』発行/塩竈市建設部

塩竈市建設部ニュースのフェイスブックもご覧ください！！

塩竈市建設部 フェイスブック

検索